

伊方訴訟ニュース

第 83 号

1980年7月20日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪48780)

2号炉第5回公判

原告住民側弁論更新の陳述要求

裁判引き延しを図る被告国側

6月23日の公判日は、「ダブル選挙」の開票日と重なり、松山市内でも、開票速報に人々の関心が集まっていた。午前中に開かれた原告団の打合せ会議中も、愛媛3区の社会党田中恒利候補の票の行方を案ずる空気で落着かず、ひる前、1位当確のニュースが入った時は、参加者から一せいに拍手と歓声がある。3号炉に対する反対運動のさ中で、選挙中も反原発の声を弱めなかった同候補に、地元の人たちがよせている期待と支援の切実さが伝わってくる。

定刻通り午後1時半開廷。裁判官の移動が予想されていたが、交替したのは、向って右の左陪席裁判官だけ。「構成が変わりましたが従前通りでよろしいか」と裁判長が発言するのを待ち兼ねるように矢野さんが手をあげ、「お変わりになられた裁判官、よく聞いて下さい。」と話し始める。

裁判長 待つて下さい。これまでの訴訟の進行の説明以外の意見は文書であらかじめ提出してからにしてほしい。

原告 どうして裁判を起こしたのかなど聞いてほしい。高松の控訴審でも発言を許しているではないか。なぜここではできないのか。

裁判長 時間はどのくらい？

矢野 10分ほど。

裁判長 そのほかにも発言希望者は何人で何分ぐらいかかるか。

原告 やって見ないと分らないが、どうせそう長くしゃべれない。どうしてそのように杓子定期的なわくをはめようとするのか。

裁判長 許可します。5~10分程度でやってほしい。

矢野 伊方炉ですでに起こった6回の事故や、周辺2市7町で最近作った「防災計画」、さらには、スリーマイル島事故以後に現地に来た国の説明官や四電の職員の「絶対安全とは云えない。」との言明などによって、被告国側の主張は崩れた。まず国は、「絶対安全」の診断書を書き変えてほしい。

井上 毎日、原発のアタマを通して畑に通っている百姓だが、原発は平和な町を混とんとした町に変えてしまった。10数年の苦しみは現地の者にしか分らない。3号炉持込みにもあらわれている、地域住民をバカにした行政のやり方を変えてほしい。

広野 1号炉結審の時、岩淵検事は「住民の声なき声は原発に賛成している。」と発言していたが、事実はどうか。3号炉には町民あげて反対しているではないか。我々も、かつ

して伊達や酔狂で声を出してきたのではない。住民の意向が明確になった今、国は原発を自主的に撤去してほしい。

浪下 11年前から反対を訴えていたが、その頃は勉強不足もあり、住民からの手応えは弱かった。3号炉問題が出てから各所を回ったが、99%は、1、2号も含めて反対だと云っている。四電が安全宣伝のパンフを配っても何の効果もないといった状況である。どうしても原発をやりたいかったら、高松の本社前や国会議事堂前に建てなさい。

奥本 さつき裁判長は「あなたは前回は失礼なことを云ったので退廷させられた」と云ったが、どんな失礼なことを云いましたか。

裁判長 そうい質問には応えられない。

奥本 なぜ退廷させると脅迫したのか。

裁判長 脅迫ではなく警告だ。

西園寺 安全審査では中央構造線の正確な位置もきまっていない。「トイ」についても国は「調査していない。」と云い、四電は「潮流のせいだ」と云う。我々が委託した調査では「潮流でない」ということになった。地元住民にとっては、安全審査は何の役にも立っていない。

一審判決は滅茶苦茶だが、原告適格を認め立証責任が国にあることも認めた。国の立証責任については、裁判長も前回明言した。

我々は、何かハプニングを起こそうとしているのではなく、裁判で必らず勝てると思っている。

近藤 「産業用原子炉については、周辺住民に影響を与えるような放射性物質の放出を伴った事故は、世界中で一度も起こっていない」という被告国側の主張を、スリーマイル島原発事故はくつがえしてしまった。とくに

新しい裁判官に云っておきたいことは、「原子炉は溶ける」ということ。「燃料棒がやられるのは1%以下」との、四電や国の保証もスリーマイル島でひっくりかえってしまった。そのところを裁判官も私たちと一しょに追究してほしい。

原告たちの切々とした訴えを、交替したての、まだ若い陪席裁判官が、からだを原告席の方に向けて聞きとろうとしているのが印象的であった。被告国側は特に発言せず。

裁判長 前回欠席していた原告は、皆と同じように、訴状の一部を陳述したことについていいか。本人訴訟では、欠席するとその人については審理がとまっていることになるので、前から云っているように、できれば訴訟代理人をおいてほしい。よく相談しておいてほしい。

続いて被告国側が、10日ほど前に提出していた準備書面(2)の陳述に入る。「地盤・地震」に関して、どのように安全であると判断したかをのべた書面である。

被告国側の代理人は、いつものように、税金を使って15名の大量出席であるが、エースの岩淵検事は欠席。急所は押えて、あとは二軍にまかせるという戦術か。

まず、だいぶ場慣れしてきた福留代理人が立ち、準備書面の中で乙号証をいくつか引用しているが、本日はその部分は陳述しないことにする。それは、書証を原告の数だけ準備するのは大変で、目下検討中であるから、と発言(閉廷後、部数制限に応じてほしいと、原告側に申し入れがあったとのこと)。

続いて、福留氏ほか2名の代理人で、準備書面を陳述する。前回、原告らから「棒読みだ」と批判されたのに応えたのか、できるだ

け分り易く説明しようと努力している姿勢は認められた。それでも、技術用語などは、ほとんど難解のまま。またその内容も、1号炉の時と全く同じで、敷地附近では天変地変は起らず、地盤は「堅硬にして新鮮」であり、中央構造線も沖合で活動性にぶく、想定最大地震でも耐えられるような耐震設計が施されている、などなどといった調子。

原告住民側からボーリング調査の要求が出されている「トイ」については、深入りした弁明を避ける方針なのであろう、中央構造線と関係ない、と軽くあしらっている感じ。

「今度出版された活断層地図から、伊方沖を走る海中の中央構造線は姿を消している。」との、京都大学の荻野さんの話を思い出しながら、専門用語をちりばめた、もっともらしい安全審査の結論を腹立たしい思いで聞く。

被告の陳述が終わり、次回以後の予定に移る。

裁判長 こんどの予定は？

被告 工学的安全対策、事故対策、平常時の放射線の三項に分けて、順に準備書面を出していく予定である。

裁判長 被告の主張に対し、原告は詳細な反論をやってほしい。疑問の点は、早目に文書で出してほしい。

原告 答弁書で「争う」といったことや各人の準備書面への反論は？

被告 する必要のないものはしない。もし

必要なものをしなかったら、こちらが負けるだけのことで、原告からの指示は受けない。

原告 なぜ答える必要がないかを納得できるようにしてほしい。

裁判長 原告の要望は相手に伝わっているから、今日はこの辺で。

原告 こちらが書面を出して、もう1年もたっている。裁判長は、どうして、そう国よりの態度を示すのか。

裁判長 次回期日は10月に。

原告 9月にならないか。

裁判長 予定がつかまっている。

被告 10月7日に水戸であるので……

原告 夜通して高松に行くことを考えよ。

裁判長 それでは10月6日の午前。

被告 12月には全国訴務部長会議が多分開かれるので、次々回は1月にしてほしい。

原告 はっきりしていない会議と裁判とどちらが大切なのか。原発が爆発したらどうなるのか。12月にしてほしい。

裁判長 次々回は12月15日午後とし、被告から延期の申し出があれば、予備日の1月12日午後に変更することにする。

閉廷後、裁判所玄関前で総括集会を持ち、ガンバローで散会。座っているだけでも気の重い大法廷で、長時間にわたって、裁判長や被告代理人とわたり合った原告団の労を、心からねぎらいたい。(Q)

控訴審原告側弁論更新記録(その2)

菅弁護士 控訴審に至り、さまざまな角度から原判決批判をやっている最中に、昨年3月28日にスリーマイル島で原子力発電所が重大な事故を起こしたのです。このスリーマ

イル島事故は、我々がかねてから恐れておった原発事故が遂に発生したというものであり、3月30日には、ペンシルバニア州の知事が炉心溶融の可能性があると発表し、原発周辺

8 Km以内の妊婦・幼児に避難勧告を発し、また半径16 Km以内の全住民に対して屋内への待避勧告を出し、これによって広範囲にわたる原発周辺の住民は、全くパニック状態となった、ということは、我々の耳にまだ新しいところでもあります。

この事故は原子力推進派だけでなく、反対派にとっても非常に大きな衝撃を与えたものであったことは間違いのないところであり、そしてこの事故が一体何を明らかにしたのか、この事故と本件訴訟がどういう関りを持っておるのか、ということにつきましては、もう疑いのないことですが、この事故によって、現在進められている原子力発電所というものが非常に危険なもので、とうてい人間の手には負えない、制御し得ないものであるということを実例を以て明らかにした。まさにこの事故は、ほんとうに破滅的な事故に至る前段階における、人類にとっての貴重な警鐘である、ということは、誰しものが、推進派といえども本音では、受け入れざるを得ない真実であろうと考えるわけであり、

このTMI事故の真相というのは、時間がたつに従って徐々に明らかにされつつあります。しかし一方では、この事故に関して、巧妙に隠べいされている真実もあるわけです。しかし、非常に困難な中からその真相を極めることに努力を傾けることで、原子力発電所は何なのか、本件伊方原発がどういう風に安全であり危険なのか、そしてまた原判決が取った論理や証拠の採用が、どういう風に間違っていたのか、あるいは正しかったのか、ということが、我々にとってきわめてビビッドに、非常にリアルに感得し得るところとなるだろうと考えます。ですから、TMI事故と

直接関係ない事項についての原判決批判も重要だと考えますが、当然、TMI事故で明らかとなった事項を通して、原判決が取った論理なり、本件安全審査のあり方、あるいはその結論を見直すということは、我々に、原子力発電所の真実を明快にさし示してくれるものではないかと考えています。そのために、前回および前々回の2回にわたって、控訴人側では、TMI事故をとりあげた準備書面を提出して、裁判所の御理解を賜りたいと考えたわけであり、私は、TMI事故は何であったのかを要約し、我々が何を云いたいのかを少しでも分っていただきたいという風に考えるわけです。

控訴人準備書面(4)には、TMI事故についての、現時点における全面的な主張を展開していますが、その25頁以下に、TMI事故の全貌についての要約が書かれています。29頁以下では、TMI事故で明らかになった事項をいくつか列記していますが、まず第1に、ジルカロイ・水反応の割合について。これは、原判決や原審でも論議の対象となりました。TMI事故では、炉心燃料棒の過熱によるジルカロイ・水反応によって、炉心燃料棒被覆管の約90%が損傷し、44~63%が酸化され、その結果、炉心上部の数フィートが崩れ落ちるという事態が起きています。

本件訴訟では、原審において被告は、金属(ジルカロイ)・水反応は炉心燃料棒の1%にとどまるという基準で審査したところ、最悪のLOCA時においても、充分その基準に適合しているという判断が得られたと主張し、原判決も、伊方のECCSの評価によれば、全燃料被覆管についての金属・水反応の割合

は0.1%以下であると判断を下しておるわけ
ありますが、それが全く根拠のないことだ
ということ、そして我々が主張していたよう
に、非常に多数の燃料被覆管が焼損されるで
あろうということが、TMI事故によって実
証されておるわけです。

次に、TMI事故では、莫大な量の水素が
数日にわたって炉心の冷却を困難にして、メ
ルトダウン（炉心溶融）の危機をもたらして
います。こういうことも原審以来原告が主張
してきましたが、原告が考えていた以上に、
その危険性が実証されたと云える。

またTMI事故では、現在もお、炉心は
発熱しているため冷却作業を続けねばならな
いという、非常に重大かつ危険な状態が続い
ています。そして、事故の間やその後にわた
って、多量の放射性物質、死の灰が周辺にま
き散らされています。

大統領が専任しましたケメニイ委員会は、
その報告書の中で、「我々は、プラントの深
刻な損傷にもかかわらず、放射能のほとんど
はとじこめられ、実際に漏れ出た分は、住民
の身体に無視し得る程度の被害しか与えなか
った」と結論していますが、一方で、ペンシ
ルバニア州下院議員スティーブン・リードと
いう人が、NRCのヘンドリー委員長にあて
た手紙では、「そういう結論は、事実を真摯
に検討することを拒否した結果としか考えら
れない。住民の中で、口の中に金属性の味
を感じたとか、空气中に金属あるいはヨ一素
の臭いがしたとか、目の炎症が起こったとか、
呼吸器系に重・軽度の炎症が起こったとか、
胃腸の機能障害や下痢が起こったとか、女性
の月経サイクルが変調をきたしたとか、関節
に鋭い異常痛が起こったとか、皮膚炎が起こ

った、などの経験を全く無視したものとしか
思えない。」と指摘しているのです。

また、放出された放射能に関しては、公表
されたデータはほとんどなく、NRCの推定
に基づいて、ケメニイ委員会では放出放射能
を評価しているのですが、幾人かの専門家か
ら、それが著るしい過小評価である、との指
摘のあることは、34頁以下に書いてある通
りであります。さらに云えることは、ケメニ
イ委員会の推定が著るしい過小評価であるか
どうかをしばらく置くとし、それをそのまま
容認したとしましても、その推定した希ガス
量1300万キューリーは、本件伊方原子炉
の安全審査において、国側が起こり得ないとい
う仮想事故に際して推定された量の約15
倍にも達しています。したがって、本件安全
審査がどんなものであったか、多くを語る必
要はないと云えると思います。

また先程申しましたように、TMI事故で
は広範囲の住民が避難を余儀なくされていま
す。もともとTMI原子炉では、事故時に対
策を要するのは、半径3.2km以内であるとさ
れていたのです。ところが伊方原子力発電所
では、事故時に対策を要する地域、これは低
人口地帯とよばれていますが、それが、驚く
べきことに、原発敷地内に含まれてしまっ
ているという、考えられないような想定の下に
原発は作られているのです。

またTMI事故は、幸いメルトダウンに至
りませんでした。メルトダウンすれすれで
止ったのは全くの偶然、神のもたらした幸運
であったということが伝えるのです。そのこ
とについては38頁以下に書いてありますが、
簡単に、その内容をのべておきましょう。

たとえば、事故発生後に原子炉は首尾よく

緊急停止（スクラム）した。しかし、スクラムについては、必らずうまくいくという保障はなく、それを脅かすような事故が頻発しています。TMI事故で、もしスクラムが失敗しておれば、大変なことになったということは、誰しもが認めるところであります。

また加圧器逃し弁が故障して開き放しになっていた、と国側は云っていますが、そのことが逆にメルトダウンを防いだという、全くの幸運な役割りを果たしているのです。つまり、もし正常に作動して閉鎖していたら、原子炉の圧力は非常に高圧のまま事態は推移し、結局、ECCSは作動せず、しかも、加圧器水位計がふり切れておるために、運転員は充填ポンプによる原子炉への注水も止めたということが十分予想されるのです。そうすると高温のまま水位はどんどん低下して、炉心崩壊が非常に早い時期から始まっただろうと云えるわけです。

それから、運転員は、8分後に、閉じられておった二次給水系のバルブを開けたのですが、それがもう少し遅れておれば、これまた、破局的な事態を招いたことは疑いないのです。

その他、たとえば、格納容器内で水素爆発が三度ほどあったわけですが、これが幸いにして、他の機器に故障をもたらさなかったとか、あるいは、压力容器内の圧力が、压力容器の脆性破壊を防ぐ制限値を越えておったか、あるいは周辺であったと推定されておるのですが、幸いにして压力容器がこわされなかったというのも、全く幸運としかいいようがない。その他いろいろ、ここにあげてある通りです。

それでは、ああいう事故をもたらした原因をどのように考えるべきか、ということにつ

いては45頁以下に書いてあります。TMI事故は、二次冷却水を復水器から蒸気発生器に送る途中にある復水脱塩装置のバルブの故障、補助給水系のバルブの点検もれ、加圧器逃し弁の開放固着といった、一見些細な、したがって、いつでも容易に起こり得る事故から、炉心の大部分が破損、溶融するという史上最大、最悪の事故へと発展してあるわけです。

これまで、被告を含む原子力発電の推進者たちは、「機械類の誤動作、人間の誤操作があり得るとの認識の下に、安全上重要な施設・設備については、誤動作・誤操作を阻止するような構造、フルプルーフ構造にするとともに、そういう事態の時には、速かに自動的に安定な状態に復するよう、また安全な状態に至らしめるような構造、フェイルセーフ構造、そういうものをもってある。また、多重防護を取ってあるから大丈夫である」、ということを盛に強調してきたのですが、実際には、新聞等で人的ミスが強調されていますように、さきに述べたお題目が何の役にも立っていないことを、TMI事故は如実に示しておるわけです。

また、こういう事故の予測、事前の警報は出ておったわけで、小さな事故から大きな事故に至るといふ教訓を生かそうとしなかった原子力推進派に、TMI事故をもたらした遠因があるのです。たとえば、TMIで起こったような事故は、原告準備書面（12）、あるいは（13）を読んでいただければ分りますように、すでに原告はその危険を強調し、指摘しておったところです。しかし、被告も原判決も、給水ポンプは多重性があるから二次給水系が停止し、それで小LOCAが起こる

というようなことは想定不相当であるとして、取り合おうとしなかった。そしてTMI事故は起こったのです。実際に想定不相当であるかどうかは、この事故の前から、真摯に素直に事態を見れば分っていたはずなんです。

TMI事故の1年以上も前に、米国で、その発生の危険を具体的に警告したいいくつかの報告が出されておったのですが、行政当局あるいは産業界はこれを無視しておったのです。1977年9月に、TMI原子炉と同型の炉を備えていたデービス・ベッソ原発で、やはり加圧器逃し弁が開放固着して、圧力が低下しているにもかかわらず、加圧器水位が上昇するという事故が発生しているのです。この時は、幸いにも出力がわずか9%、逃し弁が固着してから約20分で、その元弁が閉じられて事なきを得たわけですが、そういう経験をけっして生かそうとしなかった。

そういうように、原子力発電所では大事故は起らないとか、あるいは、大きな事故の前ぶれの小事故を全く無視するとかして、遮二無二に、とにかく原子力発電所を推進するということに、こういう事故の大きな原因、そして、このまま推移すれば、また第二、第三のTMI事故、あるいはそれ以上の事故を惹起する原因があると云わざるを得ません。

また、事故は起らないという前提をとっておるわけですから、時故時にどう対策を講じるかということに対して、その弱さ、脆さがTMI事故で明らかに示されました。一例をあげますと、炉心の状態を示すいろいろな信号や表示が、コンピューターで打出されてくるわけですが、TMI事故では、最初の30秒間で、実に、85個のアラームが鳴り響いたという事態が発生してあるのです。これは、

人間が識別して対策を講じ得る状況を起えています。また、メーターや指示ランプの取り付け位置が悪いために緊急時に役に立たない。さらに、コンピューターが打ち出すデータがあまりにも多いため、その打ち出しの時間がだんだん遅れ、一番遅い時には2時半以上も遅れてから、やっと運転員が炉心の状態を知るといことが実際に起こっている。

こういうことを見ましても、いかに、事故対策がなされていないかが分る。これは、どの原発にも、もちろん伊方にも、共通することですが、その実態が明らかになっているのです。

結局、TMI事故というのは、原子力発電所が工学的にも極めて不安定、未成熟で、綱渡り技術に支えられて、安全装置も何の役にも立たないということ、事故の力を以て証明したものであります。このTMI事故を追究することによって、原判決の誤り、あるいは、本件原子炉が果して設置を許されるものであるか、安全審査が適法なものであるかどうか、自ら明らかになってくると考えています。

里見弁護士 引き続きまして準備書面(4)の第4章、被告準備書面(2)に対する批判、の総論部分を要約してのべることにします。

私たちは被告準備書面(2)を受取った時に、当然、TMI事故が本件訴訟において持つ意味を正確に理解して、深刻な反省の上で立つて陳述する、そういう内容を期待したのですが、それを一べつした段階で、直ちに、被告国側はTMI事故から全く深刻な反省も具体的な教訓も導き出していないことが分かりました。したがって、これに対して徹底的に批判することが、本控訴審において、伊方炉の

安全審査の問題点を明らかにする上で重要であると考えています。

端的に云いまして被告のTMI事故に対する考え方は、要するに、TMI事故の持つ重大性に対する認識が全く欠如したままの弁明にすぎないということであります。TMI事故が本件伊方原発の安全審査に関して、どのような影響を与えるものであるか真剣に検討したあとは見られない。むしろ、検討できなかったというべきかもしれません。

私どもが、TMI事故が本件訴訟に与える影響のうち、最大のものと考えておりますのは、本件伊方炉の安全審査において、そもそも、TMI事故のような事象を想定して、それに対する設計上、あるいは構造上の配慮が全くなされていないという点です。したがって、その部分についての安全審査そのものが欠けておるわけです。

そうすると、TMI事故が原発一般にどのような意味を持つかを検討した上で、それが原発一般に、きわめて共通の重要な事項を含んでおるといふことになれば、それらを欠落している本件安全審査、設置許可そのものが違法になることは明らかです。その観点から、今回のTMI事故の事象を具体的に見ていくことにします。

まず、事故の発端は、二次冷却水を復水器から蒸気発生器に送っているパイプの途中にあるバルブが不意に閉じてしまったことです。その結果、主給水系ポンプ2台ともが停止した。このバルブが閉じた理由としては、それを動かしている空気の供給系の故障によると考えられている。いずれにしても、わずか1ヶ所のバルブが閉じてしまったことによって、2台の主給水系ポンプが停止してしま

り、このような事象が発生したわけです。主給水系ポンプが何台あっても、冷却水の共通の通路であるバルブが閉じてしまうと、あるいは配管が破断してしまうということになりますと、冷却水の供給は完全にストップしてしまふことになります。ポンプが2台、3台あることを多重性といい、安全性の一つの根拠にしていますが、今いったような場所で故障が起これば、ポンプが何台あっても同じことになってしまふ。このように、一つの原因によって同時に複数の装置が役立たなくなってしまう現象を、いわゆる「共倒れ故障」と呼んでいます。

このような事象が発生した場合には、通常、主給水系のバックアップ装置である補助給水系が、当然、働くべきはずですが、しかし、TMIでは、三系統あった補助給水系が全く作動していない。この多重性を持った三系統は、相互に独立、分離していることが建前とされています。しかし、この三台が三台とも動かなかった。その原因として説明されていますのは、補助給水系のバルブが点検のあと開き忘れられていたということです。そういうことによって、補助給水ポンプモーターは一応回転しましたが、給水は全く行われぬという状態になったわけです。ここでも「共倒れ故障」というのが発生しています。その後、係官が補助給水バルブが開き忘れられておるといふことに気が付いて、事故発生後8分に開く間、二次給水系は完全に停止した状態ということになっています。

このような二次給水系の完全停止が起り得るといふことは、私どもが原審でくり返し主張してきたところですが、そしてこのような完全停止が起ると炉心に重大な危機を招集

するということも主張してきました。これに対して被告は、二次給水系が完全停止してしまふことはあり得ない、そのような事故は全く想定不適當であると云っております。これは、被告が原審準備書面(13)で、はっきりのべているところですが、先程来、原判決が被告の主張のコピーであるところを指摘してきましたが、原判決も「判決理由第五、事故対策、工学的安全防護設備」の中で、二次給水系のポンプの多重性を理由に、給水が全く停止する可能性は考えられないことが認められる、とのべております。しかし、この判決に書いてありますような、全電源が停止してしまうという大きな事態が発生することなしに、先程申しましたように、バルブが故障で閉じてしまう、あるいは、点検後バルブが開け忘れられている、といった極めてありふれた事象の結果、「共倒れ故障」が二重に発生し、TMI事故を惹起したのであります。極めてありふれた、したがって、当然、安全審査の対象にならなければならない事項であるはずですが、しかし、被告も原判決も、安全審査の対象にしてこなかった、その事故がTMI原発で起こったのだという重要な意味を、裁判所はぜひお考えいただきたい。

この一事を以てしても、TMI事故が本件に対して持つ意味は明らかです。このような事故を想定した事故解析、あるいは、それに基づく設計上、構造上の検討を全くやっていない本件安全審査の致命的欠陥は明らかであると思われまふ。このようなことは、また、被告が従来、原発は安全であるということをしる神話のようにふりまき、そのことを前提として今日まで来ている、その被告の姿勢の根本的な変更をTMI事故は迫るものであった。

私どもは、そうした反省に立って準備書面(2)が出されてきたのかと期待したのですが、それは裏切られております。

また、その準備書面の中では、伊方とTMI Iの原発とは違うということをしきりに強調し、あの事故は大したことはなかったかのような主張を随所に展開しています。そして、結局のところ、あれは運転員のミスだということ片付けようとする姿勢が、ありありと見られるわけでありまふ。しかし、この姿勢は、逆に、被告の首をしめるものであります。

運転員のミスが重大事故に発展することを防ぐための何らの手だてもなかった、ということを示してあり、伊方ではTMI Iと違ってそのような手だてが施されている、という主張は残念ながら被告の主張の中には全くできておりません。このことは、従来被告が、多重防護あるいはフェイルセーフ、フルプルーフなどということで、原発は安全だと、大段的に宣伝してきたその安全設計が全く無力であった、ということを示すことにほかなりません。

TMI事故の原因を、単に人為的ミスで片付けようとする被告の姿勢は、ケメニイ委員会ですら否定しているところですが、ケメニイ委員会はその被告書の中で、運転員のミスはTMI事故の本質的な原因でないと結論しています。そして、システム全体の問題として考えなければならないということ、警告として出しておるのです。ケメニイ委員会ですら否定しているのに、今回までの被告の態度は何なのか、ということをおききたい。

TMI事故は伊方と同型の加圧水型原発で発生していますが、単に加圧水型原発だけの問題ではなくて、原発全体に共通するシステム

の問題としてとらえなければならない。ケメニイ委員会は、原発はそれ自身の本質において潜在的に危険なものであるという認識を、原発にたづさわるすべての者が持たねばならない、ということ、をはっきりと警告しています。

しかし、被告は、伊方とTMIは違う、TMIのことは伊方と関係ない、という主張で終始しようとしている。その結果、伊方とTMIに関する設計、構造の基本的相違ということ、を主張し始めています。しかし、被告が準備書面の中で、TMI事故の原因として主張しておいたのは人為的ミスであり、TMIと伊方との設計、構造上の基本的相違を主張することとは、明らかにかみ合わない。人為的ミスが原因であるとすれば、それを防ぐための具体的対策がたてられているということ、を主張しなければならないのに、伊方ではそんなミスは起こらないと、単に根拠のない断定に終始しているだけです。したがって、被告の主張は明らかに論理の矛盾を含んでおる。要するに、伊方とは無関係だと、何とかして表現しようとした結果生じた混乱だと考えます。このような被告の姿勢は、TMI事故直後の昨年3月30日に、まだ事故の態様、原因その他が全く不明な段階で、日本の原発は安全であるという声明を出した原子力安全委員長と全く同質のものであると断定して差支えない。

さらに、一点許し難いことは、本件安全審査では、TMI事故のような事象は想定不適當なものとして検討の対象にしてこなかったことが明らかであるのに、その準備書面の中では、あたかもそのような事象を想定して、設計上、構造上の配慮をしているかのように

主張している点であります。やってもいなかっただけをやったように主張する。これは端的に云ってインチキであります。

被告は、TMI事故の起因と拡大の事象について、それぞれ弁明していますが、それは一言で云って、まさに御都合主義の弁明にほかならない。被告は、今回、しきりに、伊方とTMIとは違うと主張していますが、従前の被告の主張はそうではなかった。伊方炉と他の原発とは基本的な点で差異はない。そして他の原発では事故らしい事故はほとんど起こっていない。だから伊方炉も安全である。このように原審ではくり返し主張してきた。ところがTMI事故が起こるや、伊方と他の原発とでは設計、構造上基本的な差があるのだと云い始める。まさに御都合主義の弁明と云わねばならない。TMI事故をインチキで御都合主義の弁明で説明できるとしたら大まちがいである。

裁判所はTMI事故と本件との関わりを重視され、そうした事故を全く対象にしていない重大な欠陥を含んだ安全審査である、ということ、を念頭にとどめておいてほしい。

(以下次号につづく)

会計報告 ('80 6/14~7/18)

<u>収入</u>	
会費	135,000
ニュース購読料	94,600
準備書面売上金	4,500
カンパ	185,600
コピー代金	23,000
計	442,700
<u>支出</u>	
ニュース印刷代	25,500
郵送料	11,110
振替手数料	1,610
弁護士作業会場費	80,120
コピー料金	44,270
計	162,610
差引	280,090
<u>借入金合計</u>	170,269